

# 令和元年度 第1回

## 市川市国民健康保険運営協議会会議録

令和元年8月2日(金)

午後1時30分～午後2時30分

市川市役所 仮本庁舎4階

第4委員会室

### 出席委員(五十音順)

秋本のり子委員 荒井令子委員 荒木詩郎委員 石井広志委員 伊藤勝仁委員

大久保明美委員 上白土洋俊委員 木川稔委員 日下部幾代委員 栗林隆委員

高坂進委員 高木資郎委員 高橋佳子委員 武田有啓委員 古山紀行委員

宮田邦子委員

以上16名

○事務局 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、令和元年度第1回国民健康保険運営協議会に、ご出席いただきまして有難うございます。本日、進行役を務めさせていただきます国民健康保険課の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに村越市長より、ご挨拶をさせていただきます。

○市長 本日は、大変暑い中ご出席いただきまして、ありがとうございます。委員の皆様には、日頃より国民健康保険制度のみならず、本市行政に対し深いご理解とご協力を賜りまして、心から感謝とお礼を申し上げます。

本日は、諮問させていただくことがいくつかございます。国民健康保険税にかかる課税限度額の引き上げ、減免期間の見直しなどがございます。財政運営の責任主体は千葉県となりましたが、引き続き市で市民の皆様との様々な窓口になって進めていかなければならないこともございます。引き続き皆保険制度の維持のため、様々な課題がありますけれども、ぜひ、委員の皆様の専門的な見地から、ご意見をいただければと思います。議会でも様々な議論がなされておりますが、日本は保険料・保険税社会でありますけれども、一部の方々に負担が重くなっていること等の重要な課題がいくつもあるかと思っておりますので、様々なご意見をいただきながら、この皆保険制度をしっかりと守っていけるように、私も努めて参りたいと思っておりますので、引き続きのご指導をよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございます。

○事務局 この度、公益代表の3名の委員の方が辞任され、新たに委員に就任されました方々をご紹介します。公益代表の委員として、市川市議会より3名のご推薦をいただきました。秋本のり子委員でございます。

○秋本委員 公益代表の秋本のり子と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 続いて、高坂進委員でございます。

○高坂委員 公益代表の高坂と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 続いて、荒木詩郎委員でございます。

○荒木委員 公益代表の荒木詩郎と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 報告事項であります。委員の変更により委員名簿を改正しましたので、市川市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、市ホームページに改めて掲載いたします。

続いての報告事項ですが、本日は、被保険者代表の峯崎委員より、欠席の連絡を受けておりますが、委員数17名の内、16名の方々にご出席いただいております。市川市国民健康保険運営協議会規則第5条に基づく、定足数を満たしておりますことを報告させていただきます。

続きまして、本日は会議の傍聴者がいないことをご報告いたします。

それでは、これより村越市長より、諮問書を提出させていただきます。

栗林会長、申し訳ございませんが、自席の前の方へ移動をお願いできますでしょうか。

○市長 市川市国民健康保険運営協議会 会長 栗林隆様。市川市国民健康保険税条例の一部改正について

このことについて、市川市国民健康保険税条例の一部改正に関して国民健康保険運営協議会の意見を伺いたく、市川市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき諮問いたします。

1. 医療分の課税限度額の引き上げについて、医療分の課税限度額を58万円から61万円に改める。

2. 旧被扶養者の減免期間の見直しについて、減免の特例規定である応益割に係る旧被扶養者の減免期間を当分の間から2年を経過する月までの間に改める。何卒宜しくお願いいたします。

○事務局 村越市長は公務が重なっておりますので、これにて退席させていただきます。これよりこの後の議事進行を栗林会長にお願いいたします。

○栗林会長 では、これより令和元年度第1回市川市国民健康保険運営協議会の会議を始めます。本日は市長からの諮問に対して、委員の皆様からは様々なご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。では、会議次第に基づきまして議事を進めてまいります。

議題（1）市川市国民健康保険税条例の一部改正について、事務局から説明を求めます。

○岩井課長 国民健康保険課の岩井です。本日はよろしくお願いいたします。

議題（1）について説明させていただきます。議題（1）、①の医療分の課税限度額の引き上げになります。ただいまお配りした諮問書と事前にお配りしておりますA3横の資料1の1をご覧ください。

諮問書1の医療分の課税限度額の引き上げについて、医療分の課税限度額を58万円から61万円に改めるものです。1枚めくっていただきまして、上段1のところ、施行日が令和2年4月1日、改正理由が4行目のところ、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第4条の規定に基づき、医療保険制度改革の一環として、国民健康保険被保険者間の保険税負担の公平性の確保を図ることを目的に必要な措置が講じられたものであります。

本市におきましても、被保険者間の保険税負担の公平性を確保するため、国民健康保険税の課税事務について同様の措置を講ずる必要があることから市川市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

A3の資料1の1をご覧ください。

1. 諮問事項については、ただいまご説明いたしました令和2年度より、医療分の課税限度額を現行の「58万円」から「61万円」に3万円引き上げることに  
ついて、本協議会のご意見を伺うものです。

2. 諮問の趣旨は、改正地方税法施行令第56条の88の2に基づき、本年度  
から61万円としておりまして、本来であれば、本年度から本市も引き上げを  
すべきところではありますが、本市の国民健康保険事業運営の基本方針として、  
被保険者の不利益となる改正については、慎重に対応すべきとの考えから、  
本協議会に諮問した上で市議会に条例改正の提案をするためお諮りするもので  
あります。

3. 課税限度額の概要は、保険税の負担は、負担能力に応じて公平である必要が  
あります。一方で、納めた保険税額に係わらず、医療機関等で受ける医療給付は  
基本的には皆さん同じであります。そのため、所得税や市県民税のように無制限  
に負担となりますと、納付意欲に影響が生じてしまいますので、国民健康保険  
制度では、保険料（税）の負担に一定の限度額が設けられています。

4. 改正の内容ですが、医療分の限度額を58万円から3万円増の61万円と  
するものです。また、その下の支援分と介護分については、改正はありません。

5. 課税限度額に到達する所得については、引き上げによる課税限度額に到達  
する所得一覧を改正前と後を記載しております。

6. 改正による影響は、3万円引き上げすることによって、超過額到達世帯数が  
改正前と比べ、109世帯減の1,341世帯となり、

調定額は68億1,365万円で、影響額としては被保険者にとりまして、

4,065万円の保険税負担増となります。

7. 近隣市との比較では、船橋市、松戸市、柏市、浦安市では、すでに条例改正を行い、今年度の4月より適用しています。

8. 関係法令は、今回の一部改正についての根拠法等を記載しております。

続いて、諮問書1枚目とA3横の資料1の2をご覧ください。

②の旧被扶養者の減免期間の見直しになります。

諮問書1枚目の2の旧被扶養者の減免期間の見直しについて、減免の特例規定である応益割に係る旧被扶養者の減免期間を「当分の間」から「2年を経過する月までの間」に改めるものです。2枚目、下の段2にあります。施行日が令和2年4月1日、改正理由が5行目後期高齢者医療制度におきまして、制度の持続性を高めるため、世代間、世代内の負担の公平を図り負担能力に応じた負担を求める観点から応益割に係る保険料軽減措置について、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り実施することとなったことに伴いまして、国民健康保険においても同様の見直しが行われましたことから、本市におきましても同様に市川市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

A3の資料1の2をご覧ください。

1. 諮問事項は、令和2年度より旧被扶養者の国民健康保険税の応益割であります均等割額と平等割額の50%減免を当分の間から2年間に期間を短縮する条例の一部改正について、ご意見を伺うものです。ここで言う旧被扶養者とは、被用者保険の加入者が75歳になって後期高齢者医療保険に加入した際に、65歳以上75歳未満の被扶養者が国民健康保険に加入した場合であります。

2. 諮問の趣旨は、旧被扶養者に係る減免期間の見直しは、国より本年4月1日より施行の旨通知があり、本年度より実施すべきところではありますが、こちらにつきましても、先程と同様に被保険者の負担増となる改正となりますので、対応について諮問するものです。

3. 旧被扶養者の減免制度の概要ですが、被用者保険の保険料は扶養者本人の

給与等に基づいて決定され被扶養者には保険料が課されません。国民健康保険の場合は、所得の有無にかかわらず保険税が課せられますので、負担を緩和する措置として特例により、応能割を100%、応益割を50%、当分の間減免するものです。下にイメージ図と仮に妻に120万円のパート収入があった場合の保険税をお示ししております。

4. 改正の内容は、応益割の均等割額と平等割額の減免期間を現行の「当分の間」から「2年間」に改正するものです。
  5. 改正による影響額は、下の米印にもありますが、施行日時点で既に2年以上経過している場合は対象外となりますので、193世帯減の285世帯、減免額が1,447万円から1,028万円に減額となり、その分を加入者にご負担いただくこととなりますので、影響額としては被保険者にとりまして、419万円の保険税負担増となります。
  6. 近隣市の状況は、船橋市、松戸市、柏市、浦安市では、今年度より均等割額と平等割額を2年間としています。
  7. 関係法令等は、国からの通知について記載したものです。
- 説明は以上となります。

○栗林会長 事務局からの説明がありましたが、再度内容の整理をいたします。

1点目としては、医療分の課税限度額の引き上げということで、地方税法の改正に伴うものということでした。資料の中に、近隣市との比較がありましたが、近隣市は既に改正されており、本市は被保険者の不利益になることは本協議会へ諮問を行ない、慎重で丁寧な対応をしているということでございます。

引き上げ額については、医療分が3万円増ということでしたが、いわゆる高所得者に対して、より負担を求めるというものですね。

2点目としては、旧被扶養者の減免期間ということですが、「当分の間」から「2年間」へ改めるということですね。事務局に確認ですが、「当分の間」というのは、今までは、無期限に行っていたということでしょうか。

○岩井課長 平成20年度に後期高齢者医療制度が始まった時に、当時は、特例というかたちで、「2年間」ということで制度が始まったものですが、それでも負担が重いだろうということで、翌年度以降ずっと「当分の間」という取り扱いがなされてきました。今回に至って、負担の公平ということで、本来の特例に戻って「2年間」になったという経緯がございます。

○栗林会長 当初は、原則的には2年間だったが、特例が延長的に続いてきていたということですね。今回、2年間にするということですね。したがって、夫は後期高齢者医療制度に加入している65歳から74歳の配偶者に適用されて、負担が増えるということですね。医療分課税限度額の引き上げは、高所得者の負担が増えるということですね。金額等や他市との状況も資料に示されております。慎重に本協議会の意見を伺いたいということで、諮問があったものです。ご意見やご質問等ございましたらお願いいたします。

○高坂委員 はい。

○栗林会長 高坂委員お願いします。

○高坂委員 諮問内容の1点目について、お伺いします。課税限度額の引き上げについてですが、本当は今年の4月1日に施行がなされていたということで、本当はいつまでにしなければならなかったのでしょうか。

○岩井課長 いつまでという期限はございません。しかし、国の方で課税限度額の引き上げを毎年行う場合もありますので、先延ばしにしてしまうと、課税限度額も増えていくことが考えられます。

○高坂委員 市川の場合は、もう一年先に伸ばすということも良いということですか。

○岩井課長 可能だと思いますが、次の改正が来た時に、その分もということになると、値上げ幅が高くなっていくのではないかと思います。

○高坂委員 諮問内容の2点目について、お伺いします。先ほどは、法律の改正によって、値上げになりますということでした。減免期間の問題については通知があったということのようですが、条例改正はしないでそのままよいということでしょうか、それとも、最終的には条例改正をされるということでしょうか。どちらでしょうか。

○岩井課長 最終的には条例改正をやらなければならないということになります。「2年間」という設定に改正しなければ、通知のとおりにはならないということです。

○高坂委員 やらなければならないということですね。  
今年、市川市は行わないということは、できないということですね。

○岩井課長 はい。

○高坂委員 わかりました。もう、1点あります。減免期間の見直しでいうと、応能割である所得割額については、今回はないということですが、今後は、今回の改正と同じように、減免期間が、「2年間」になる可能性も考えられるということですか。

○岩井課長 はい、可能性はあります。先ほど、申しあげましたように、平成20年度に後期高齢者医療制度が始まった際に特例が設けられて、その特例についてが、当分の間になり、今回は応益割である均等割額と平等割額だけを、当初の2年間に戻すということなので、応能割についても可能性はあると考えます。

○高坂委員 そうすると、いずれ応能割である所得割額についても、見直しがなされた時には、その時に改めて条例改正を行うということによろしいでしょうか。

○岩井課長 はい、そのように思っております。

○高坂委員 わかりました。

○栗林会長 他の委員の皆様、いかがでしょうか。今回の諮問でございますけれども、丁寧な対応ということで、改正地方税法に基づいて高所得者にさらなる負担を求めるといふ条例改正をしたいということでした。もう1点の諮問の趣旨としましては、国から平成31年4月1日より施行する旨の通知があったということでした。国の法令に準拠して、横並びになるということではありますね。

他に、ご意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。各界の代表の方が参加しておられまして、我が国は、国民皆保険制度でございまして、我々はもの心がついた時から、保険証が使える住みやすい国であると思っています。その一方で、財政の運営が非常に厳しいということですね。

それではですね、条例の一部改正について、市長からの諮問に関しては、諮問どおり本協議会としては受け入れるということによろしいでしょうか。

○各委員 異議なし。

○栗林会長 異議なしと認めます。よって、当協議会としましては、今回の諮問に対し賛成する旨、答申することと決しました。なお、答申書の作成につきましては、会長一任とさせていただくこととして、よろしいでしょうか。

○各委員 異議なし。

○栗林会長 答申書は、完成し次第、皆様に送付いたします。  
次に、議題（２）市川市国民健康保険税条例の一部改正について（報告）、事務局からの説明を求めます。

○岩井課長 議題（２）②の均等割額及び平等割額を５割軽減又は２割軽減できる軽減判定所得の引き上げ（専決処分）について、になります。

資料の２をご覧ください。

１．報告事項は、本年度の国民健康保険税の低所得者の方の均等割額と平等割額について、５割又は２割の軽減を行う際の判定基準であります所得金額の引き上げを専決処分したことを報告するものです。

２．報告の趣旨になりますが、今回の改正は、先程の諮問事項とは異なりまして、被保険者にとって有利となる改正であること、また、議会に諮る時間的余裕が無かったことから、本年３月３１日に条例の一部改正を専決処分にて行ったことの報告であります。

３．軽減制度の概要は、国民健康保険制度は所得の有無にかかわらず、保険税がかかるため所得の低い方は負担が重くなります。そのため、負担を抑えるため、一定条件を満たす場合には、均等割額と平等割額を７割、５割、２割と減額する制度を設けています。

4. 改正の内容は、7割については改正がありませんが、5割と2割の軽減の判定基準の所得金額をそれぞれ5千円と1万円引き上げ、5割軽減の判定所得金額を28万円、2割軽減の判定所得金額を51万円としたものです。

5. 軽減額増減表は、判定所得金額を引き上げた際の改正前、改正後の軽減対象の世帯数と軽減額の表になります。

6. 関係法令は今回の一部改正に伴う根拠法令等です。また、今回の条例改正については、令和元年5月の臨時議会にて専決処分として議会報告をいたしまして、承認を得ておりますことをご報告します。

説明は以上です。

○栗林会長 事務局より説明がありましたが、報告事項に対してご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

ご質問がないようですので、報告を受けたということで、続いて、

議題（3）平成30年度事業報告について、事務局から説明を求めます。

○岩井課長 議題（3）平成30年度事業報告につきまして、ご説明させていただきます。

A3横の資料3の1ページをお願いいたします。

1. 国民健康保険運営協議会の開催状況になります。平成30年度は、2回開催しております。第1回は、平成30年8月3日（金）に開催いたしまして、議題は、会長、副会長の選出、市川市国民健康保険税条例の一部改正についての諮問と報告、平成29年度事業報告の4点について、審議を行いました。第2回は、平成31年2月8日（金）に開催し、議題は平成31年度国民健康保険特別会計予算について、市川市国民健康保険税条例の一部改正について（報告）、市川市国民健康保険第2期データヘルス計画について（報告）の3点について審議を行いました。

2. 加入状況になります。平成30年度末での国民健康保険加入世帯数は、6万5,415世帯で市全体に対して、加入率が26.7%、人数が9万6,994人で、19.8%となっております。

3. 国民健康保険税になりますが、医療分、支援分、介護分の所得割額の税率、均等割額、平等割額及び課税限度額の金額を記載しております。

4. 保険給付の状況になりますが、①の一部負担金は、国保加入者が医療機関等に支払う自己負担割合となります。義務教育就学前の方は2割、義務教育就学後の方は3割、70歳以上の方は原則2割、ただし、米印にありますように昭和19年4月1日までに生まれた方は1割、一定以上の所得がある方は、3割の負担となります。

次に②給付事業になります。出産育児一時金の全体では、

小計欄をご覧くださいまして、396件で1億6,390万3,316円の給付でありました。葬祭費全体では、同じく小計欄で479件、2,569万円の給付でありました。短期人間ドック事業（40歳未満）費用の一部助成は52件、113万6,995円の助成でありました。

③の貸付事業については、申請がありませんでした。

2ページをお願いします。

平成30年度国民健康保険特別会計決算状況についてです。

上段、歳入につきましては、予算現額420億3,354万4,000円に対しまして、決算額412億2,972万204円、収入率は98.1%となっております。

下段の歳出につきましては、予算現額420億3,354万4,000円に対しまして、決算額410億4,759万3,732円、執行率は97.7%であります。

歳入の決算額から歳出の決算額を差し引いた1億8,212万6,472円を翌年度へ繰り越しております。

決算状況の主な増減及び不用額についてですが、歳入1款国民健康保険税では被保険者数の減少などの要因から、予算現額に対して1,345万2,217円の減となっております。

次に、3款国庫支出金では、東日本大震災時の福島原発事故に伴い実施した国民健康保険税と療養給付の一部負担金の減免額が全額、国より交付されたことで、予算現額に対して61万6,000円の増となっております。

4款県支出金では、平成30年度より国保制度が都道府県単位の広域化となったことにより、財政運営の責任主体が県となったため、下段、歳出の2款保険給付費の財源については、すべて県から交付されることとなっております。

平成30年度では、被保険者数が当初見込みを下回ったことにより、予算現額に対して、8億623万5,383円の減となっております。

6款繰入金については、被保険者数の減により、予算現額に対して、4,839万9,000円の減となっております。

8款諸収入では、延滞金等の収入増により、予算現額に対して、6,372万6,429円の増となっております。

次に、下段の歳出の不用額です。1款総務費は、委託料や事務用機器の賃借、使用料等が当初見込額を下回ったため、2,592万9,718円の不用額が生じたものです。

2款保険給付費は、被保険者数が減少したことにより、9億835万6,004円が不用額となったものです。

5款保健事業費では、医療費や特定健診の通知などの発送件数が当初見込みを下回ったことにより、3,543万5,799円が不用額となったものです。

7款諸支出金は、還付の請求額が少なかったことから、620万1,768円が不用額となったものです。

次に、3ページをお願いします。平成30年度の国民健康保険税決算状況になり

ます。こちらは、2ページの歳入1の国民健康保険税の詳細な内訳になります。  
一番上の箇所が、現年度と滞納繰越分の合計となり、その下が現年度分、真ん中より下が滞納繰越分となっております。

4ページをお願いします。平成30年度保険給付費の状況になります。

こちらは、一般被保険者分、退職被保険者等分、これらの合計、そして、その他の給付になります。保険給付費の不用額については、先程2ページの所で説明いたしました、被保険者数が減少したことが理由であります。

最後に、5ページをお願いします。国民健康保険特別会計歳入、歳出の過去3ヵ年の推移になります。3ヵ年の状況から歳入、歳出が減少傾向でありますことが見られます。

以上で平成30年度事業報告となります。

○栗林会長 はい、ありがとうございました。平成30年度の本市の国民健康保険特別会計の決算ということでした。ご質問等ございましたらお願いいたします。

○高坂委員 はい。

○栗林会長 はい、高坂委員。

○高坂委員 はい、1点は繰入金についてです。法定繰入と法定外繰入について、金額をお教えください。

○岩井課長 法定外繰入は、10億8,712万7,459円です。  
法定繰入金は、20億7,287万2,541円です。

○高坂委員 今までは、もっと様々な資料があったかと思うのですが。例えば、所得階層別の人数とか、金額とかが出ていたと思うのですが。というのは、なるべく、実態をみんながわかるような資料を、ちゃんと出して、それをもって行うべきだと思います。所得別の世帯数、人数、金額、差押えはどうなっているのか、資格証明書や短期被保険者証はどうなっているのか。議会で出されたことがありますけれども、正規の被保険者証と短期被保険者証の場合の受診率など、いくつかの資料がちゃんと欲しいなと思います。それらの資料は、出てこないのか、要求すれば出てくるのでしょうか。

○岩井課長 資料については、昨年度の会議資料をベースに作っておりますので、検討します。

○栗林会長 その他に、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○高木委員 はい。

○栗林会長 はい、高木委員。

○高木委員 資料の中にあります、未収分については、いくら回収されたのでしょうか。

○岩井課長 資料3ページ目の収入済額C欄をご覧ください。

97億7,618万7,783円とあります。

こちらが、平成30年度国民健康保険税の収入済額となります。

そのうち、滞納繰越欄に12億6,679万4,942円とございます。

こちらが、滞納分の回収額となります。

- 高木委員     では、残っている額はいくらでしょうか。
- 岩井課長     滞納繰越分の収入未済額 E 欄にあります、27億7,319万3,444円が、残った金額となります。
- 高木委員     それでは、半分近く回収できたということなのでしょうか。
- 岩井課長     元の金額は、調定額 B 欄にあります43億9,196万6,329円になります。それに対して、回収できた金額が12億6,679万4,942円となります。
- 高木委員     収納率は、28.84%ということですね。わかりました。  
この数字は、回収できた方なのでしょうか。
- 岩井課長     近隣市と比較して、多い方だと思います。
- 高木委員     わかりました。
- 栗林会長     その他ご質問等ございませんでしょうか。資料に数字がありすぎて見えづらくなっていますが、滞納繰越の件については、過年度の累計が約43億円あったけれども、約12億円回収できたということですよ。平成30年度に新たに発生した滞納額というのは、どうなりますか。
- 岩井課長     収入未済額 E 欄にあります36億3,178万3,603円ということになります。  
こちらの額が、今年度回収すべき額になります。

- 栗林会長 資料の中には、現年度分と過年度分が入っていて見づらかったですが、要するに、資料の調定額 B 欄にある 43 億 9,196 万 6,329 円というのは、平成 29 年度決算分までの累計額ということで、よろしいでしょうか。平成 30 年度だけに発生した金額というのは、どうなるのでしょうか。
- 岩井課長 現年度分の行にある収入未済額 E 欄にあります 8 億 5,859 万 159 円ということになります。
- 栗林会長 委員の皆様と共有したいのですが、平成 30 年度に 8 億 5,859 万 159 円の収入未済額が新たに発生してしまったということでした。平成 29 年度までに発生していた約 43 億円の収入未済額のうち、約 12 億円については回収したということですね。ところが、さらに新たに約 8 億円発生してしまったということですのでよろしいですね。過年度分の回収よりも、新たに発生した金額は少なかったということですが、傾向としてはどんどん改善されてきていると見て、よろしいのでしょうか。
- 岩井課長 はい、改善しております。平成 30 年度においては約 44 億円ありましたのが、本年度には約 36 億円に減っております。もっと以前では、約 50 億円ありましたので、改善しているといえます。
- 栗林会長 課長の方から、近隣市より市川市は回収できているというお話でしたが、特別な取り組みがありましたら、教えてください。
- 岩井課長 やはり、滞納処分を積極的に取り組んできたことによるものと思います。払える方と払えない方をきちんと見極めたうえで、払えるにもかかわらず払わない方に対しては、預金や給料の差押えを行っていることが要因であると考えます。

○栗林会長 法律に基づいて、鋭意取り組んでおられるということですね。繰入金について、確認したいのですが、31億6,000万円のうち、法定外繰入金が約10億円ということでした。懸念しているのが、平成30年度より市川市の単独運営から、広域になったということですよね。いわゆる特別会計の赤字が改善される方向に向かっている中で、過渡期でありますので、本来ならば、特別会計なので、国民健康保険税と国・県の補助金だけで運営できるのが望ましいわけですが、実は法定繰入金というのがあって、一定の分については本市の一般会計からの繰入金で対応できるわけで、赤字とはみなされないわけですよね。しかし、それ以外の一般会計からの繰入金については、赤字部分とみなされるわけですよね。一連の流れの中で、改善されている傾向にあるのでしょうか。

○岩井課長 傾向としては、改善されていると思います。  
国の方でも、令和5年度末までに解消するように示されており、それに向けて取り組んでいるところでございます。

○栗林会長 そうしますと、国主導で、令和5年度末までに法定外繰入金をしないようにしなさいというようなアクションがあるということですか。

○岩井課長 国の方では、法定外繰入をしている市町村については、その赤字繰入を解消するための計画を立てるように指示がされています。  
今、市川市は計画を策定して、平成30年度から令和5年度までの6年間で取り組むということで、行っております。

○栗林会長 委員の皆様、これは大変重要なこととして、平成30年度決算においては、約10億円の赤字があるということで、国の指導もあって、市川市としては、赤字繰入金をなくすということで、計画を策定中であるということですね。

○岩井課長 計画は既にありまして、それに基づいて、各年度の削減目標額を県に提出しております。それを実行に移しているというところであります。

○栗林会長 この場で詳細は難しいでしょうが、どういう計画で、どうやったら赤字がなくなるのか。可能であれば、次回の運営協議会に示していただければと思います。本市の実質的な赤字をなくすと同時に、国民皆保険制度を維持していくという両輪を達成するということですね。もちろん、医療サービスは一切減らさずに、財務状況を改善する計画ということでしょうか。

○岩井課長 はい。

○栗林会長 それでは、全体を総括してでもよろしいので、ご質問等ございますか。いかがでしょうか。例えば、先ほど、非常に残念に思ったのですが、短期人間ドックの助成件数が少ないですね。平成30年度予算としては、もっと取っておられたということですね。

○岩井課長 はい。予算計上をしております。

○栗林会長 平成30年度は52件、約110万円だったということですね。  
人間ドック助成について、アナウンスをしてもということですね。

○岩井課長 はい。本市の広報やホームページ等でアナウンスを行っていますが、なかなか結果に結び付いてないということです。

- 栗林会長 逆に、市川市がベネフィットとして、被保険者へ供給しているのに、利用者が少ないということですが、療養担当代表の委員の皆様から、何かご意見等はありませんでしょうか。いかがでしょうか。
- 石井委員 業種別の国保組合でも、人間ドックや健康診査等の指導があります。業種別の国保というのは、パーセンテージの達成によって、補助金が減額されるという現状もあり、かなり積極的に県の国保組合からも受けるように指導をされております。市川に関しましては、なるべく集団で検診をできるような工夫をしているかたちをとっております。
- 栗林会長 療養担当代表の他の委員の皆様から、他にご意見等がございますか。いかがでしょうか。
- 伊藤委員 短期人間ドックというのは、40歳未満ですよね。いわゆる、特定健康診査の対象外になるわけですね。そうすると、若い世代ですので、なかなか受診がないということもありますが、大切なことですので、啓蒙活動も行っていかねばならないのかなと考えます。
- 栗林会長 他にご質問はよろしいでしょうか。特にご意見等はよろしいでしょうか。それでは、最後に議題（4）その他であります事務局から何かございますか。
- 事務局 次回の開催予定であります、来年1月下旬か2月上旬頃を予定しております。日程が決まり次第ご連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○栗林会長 以上をもちまして、令和元年度第1回市川市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

皆様どうもありがとうございました。

令和元年 8月27日

市川市国民健康保険運営協議会

会長 栗林 隆